

平成30年第9回宇佐市教育委員会会議録

平成30年8月29日午後2時00分、宇佐市教育委員会を宇佐市教育委員会2階会議室に招集した会議は次のとおりです。

- ・出席委員
教 育 長 竹内 新
教 育 長職務代理 河野 浩一
委 員 古里 万里子
委 員 佐藤 修水
委 員 松永 建比古

- ・欠席委員 なし

- ・説明のため会議に出席した職員

- 教育次長兼教育総務課長 若山 雅敏
- 学校教育課長 竹下 富美子
- 社会教育課長 佐藤 良二郎
- 図書館長 出口 昭子
- 学校給食課長 久井田 裕

- ・本会議の書記

教育総務課教育総務係主幹（総括）酒井 由紀子

◎附議事項

- 議第67号 平成30年度教育費一般会計補正予算（第3号）（案）について
(教育総務課)
- 議第68号 宇佐市立和間小学校岩男次江寄附基金条例について
(教育総務課)
- 議第69号 宇佐市教育委員会事務局処務規則の一部改正について
(教育総務課)
- 議第70号 宇佐市奨学生選考委員会委員の委嘱について (教育総務課)
- 議第71号 指定校変更について (学校教育課)
- 議第72号 宇佐市公民館整備計画等検討委員会設置要綱の一部改正について
(社会教育課)

◎報告事項

- (1) 宇佐学校給食センター、南部学校給食センター運営委員会総会の報告に

ついて
(2) 9月の行事等の予定について

(学校給食課)
(各課)

(開始 午後2時00分)

教 育 長 平成30年第9回宇佐市教育委員会の開会を告げる。
平成30年第8回の会議録を各委員に諮り、承認される。

(開会 午後2時03分)

教 育 長 議第67号平成30年度教育費一般会計補正予算(第3号)(案)
について、各課に説明を求める。

各 課 長 議第67号平成30年度教育費一般会計補正予算(第3号)(案)
について、ご説明します。
(詳細については、議案に記載)

教 育 長 何か、質問はありませんか。

委 員 財源というのが一番大変だと思います。特に寄附金が多ければ多い
ほどに越したことはないのですが、ただ最近ではふるさと納税という
ものが全国的にも非常に活発になって、それを当てにした財源とい
うものもあるようですね。こちらの教育委員会が担当ではないと思
いますが、ふるさと納税の確保といいますか、一般財源の中に活かさ
れているのかなと思ひまして。教育委員会関連の予算に流れたりし
てないのですか。

教育次長 ふるさと納税を申し込んでいただき、納付書を送付するときに文化
振興に関わることなど、寄附指定というか、どういった分野に使
ってほしいかを問うチェック項目がありまして、それに沿ってとい
うこととなります。それは、その都度使っていくというわけではな
く、基金に積み立てたり、分野別に配分して執行している状態です。
細かく言いますと、平和ミュージアムの推進に係るというチェック
項目もあります。現在、7つのチェック項目にわかれており、具体
的に用途が示されているのは平和ミュージアムぐらいです。もう一
つその中で言えば、まちづくり協議会がそれぞれの地区でできてお
りまして、宇佐市のふるさと納税はまちづくり協議会へ指定をする

こともできます。その場合は、100%まちづくり協議会に交付している状況です。ご存じの通り、宇佐市もふるさと納税に取り組んでいるところですが、県内の順位（町、村を除く）では最下位になってしまいましたので、現在は特別チームを作りまして、いかにふるさと納税を増やしていくかという取り組みを進めているところです。

教 育 長

他に、質問等ありませんか。

異議がないようですので、議第67号教育費一般会計補正予算（第3号）（案）については、承認し、次に議第68号宇佐市立和間小学校岩男次江寄附基金条例について、教育総務課に説明を求める。

教育次長

議第68号宇佐市立和間小学校岩男次江寄附基金条例についてご説明いたします。なお議第68号につきましても、今9月議会に提案する内容となっております。

（提案理由については、議案に記載）

現在は、通常の財源となる一般の基金に積み立てられていますが、目的がはっきりした寄附金でありますので、その目的に則った基金条例の制定です。寄附金は、28年度末に頂いておりまして、29年度には、学校を中心として委員会が設立されており、事業として交付金がなされています。30年度も申請があり、それも予算計上されておりますが、今後は財源となる部分を一般の基金から分けて、目的を明確にするように基金条例を制定するということとなります。以上です。

教 育 長

何か、ご質問はありませんか。

異議がないようなので、議第68号宇佐市立和間小学校岩男次江寄附基金条例については、承認し、次に議第69号宇佐市立教育委員会事務局処務規則の一部改正について、教育総務課に説明を求める。

教育次長

議第69号宇佐市立教育委員会事務局処務規則の一部改正について、ご説明いたします。18Pをご覧ください。いわゆる専決、代決権者がいない場合の代理決裁についてです。

（提案理由については、議案に記載）

教 育 長

何か、質問はありませんか。

異議がないようなので、議第69号宇佐市教育委員会事務局処務規則の一部改正については、承認し、次に議第70号宇佐市奨学生選考委員会委員の委嘱について、教育総務課に説明を求める。

教育次長

議第70号宇佐市奨学生選考委員会委員の委嘱について、ご説明いたします。この件につきましては、以前に委嘱の承認をいただきましたが、その委員の中のお一人に社会教育委員長という指定があり、その時点では不在でした。社会教育委員長が決まりましたので、追加

として委嘱するという事です。以上です。

教 育 長

何か、質問はありませんか。

異議がないようですので、議第70号宇佐市奨学生選考委員会の委嘱については、承認し、次に議第71号指定校変更について、学校教育課に説明を求める。

学校教育課長

議第71号指定校変更について、ご説明します。21Pをご覧ください。今回は新小学校1年生4人、中学校2年生1人でございます。なお、登下校においては、保護者が責任を負うことになります。
(変更理由については議案に記載)

教 育 長

何か、質問はありませんか。

委 員

共働きで監督者が不在というのは、理由になっているので問題ないと思うのですが、やはり極小規模校から2人欠けるのはとても痛手になると思うのですが、教育だけで解決するというのはきりが無いと思いますし、地域の課題とも重なるところがあり、コミュニティスクールなどで取り組みが進んでいるので、指定校を変更することになる前に地域で何か防ぐような取り組みができないのか、また地域の課題として共有できるような取り組みが、小規模校が増えている中で必要なのではないかなと思います。家庭だけでは解決できないし、学校でも解決できないという問題があるので、もう少し広げたところでなにかできないかなと思います。

学校教育課長

委員がおっしゃったようなことは、近年学校教育課の方でも課題として持っておりまして、なかなかすぐにはできないと思いますが、地域の課題として、地域において、学校運営協議会制度の中で話し合っていたらいいと思います。

教 育 長

他に、何か質問はありませんか。

異議がないようですので、議第71号指定校変更については、承認し、次に議第72号宇佐市公民館整備計画等検討委員会設置要綱の一部改正について、社会教育課に説明を求める。

社会教育課長

議第72号宇佐市公民館整備計画等検討委員会設置要綱の一部改正について、ご説明します。22Pをご覧ください。改正前の委員の職名にある「宇佐市自治会連合会会長」を「宇佐市自治会連合会代表」に改正、同じように「宇佐市PTA連合会会長」を「宇佐市PTA連合会代表」に改正するものです。また、委員の中に新たに市民課長を追加したいと思います。宇佐市自治会連合会会長、宇佐市PTA連合会会長ともに非常に公務が多いため、負担の軽減を図るものです。会長ではなく代表というかたちにすれば副会長、事務局長などでも参加できることになります。その他の委員の職名も「公民館運営審議委員会代表」、「宇佐市老人クラブ連合会代表」な

どすべて代表というかたちになっていますので、それに合わせるという意味もあります。また、この委員会に市民課長を追加するというのは公民館整備計画等検討委員会というものは、現在、長洲公民館の建設計画を検討しており、長洲出張所を取り込んだ複合施設として建設する方針が固まっていますので、市民課長をこの委員会の委員に加えるというものです。以上、ご審議をお願いいたします。

教 育 長

何か、質問はありませんか。

学校給食課長

異議がないので、次に報告第1項宇佐学校給食センター、南部学校給食センター運営委員会総会について、学校給食課に説明を求める。報告第1項宇佐学校給食センター、南部学校給食センター運営委員会総会について、ご説明いたします。23P以降をご覧ください。
(詳細は報告書に記載)

教 育 長

何か、質問はありませんか。

委 員

宇佐学校給食センターの非常食の購入についてですが、LLヒートレスカレーというのはどういったものですか。

学校給食課長

LLはロングライフの略で長期間保存できるということで、レトルトカレーは通常温めないと食感が悪かったりするのですが、温めなくて常温状態でも、ある程度食感がよいという、そういったかたちで作られたカレーということです。

委 員

開けたらすぐに食べられるということですか。

学校給食課長

そうですね。開けてそのままご飯にかけて食べられるということで、大規模災害等で全市的に機能が麻痺してしまう状況では、学校給食自体があるかどうかということもわからないのですが、例えば給食センター内での突発的な機械の故障、停電、配送車の事故などで給食の提供ができないような事態に備えまして、ご飯は別の米飯給食センターで作っておりますので、そのときの応急措置でこういったかたちで給食を供給できたということで購入いたしました。

委 員

5年間使用しなかったら、防災訓練等で活用と書いているので、いろんな使い方ができるのかなと思います。

学校給食課長

5年経つ前くらいに、各学校へ配布して、防災訓練などで使ってもらえればと思っております。

教 育 長

他に質問等はありませんか。ないようなので、次に報告第2項9月の各課の行事等の予定について。

(詳細は資料に記載)

教 育 長

何か、質問等はありませんか。

事 務 局

ないようですので、続きまして次回教育委員会の日程について。

次回教育委員会の日程についてですが、9月26日水曜日の午後2時30分から教育委員会2階会議室で開催したいと思いますが、如

何でしょうか。

教 育 長 9月26日水曜日の午後2時30分からでよろしいでしょうか。

委 員 異議なし。

教 育 長 異議がないので、次回育委員会は9月26日水曜日の午後2時30分
分から、教育委員会2階会議室で開催します。

教 育 長 各委員に諮り確認のうえ、第9回教育委員会の閉会を告げる。

(閉会 午後3時11分)

上記のとおり、会議次第の記録に相違ないことを証明する。